

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 川越北環状線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>川越市今成二丁目四四番一三地 先から同市大字小室字鶴塚一四 番一地先まで</p>		区 間
<p>二五・〇〇〃 一三八・六〇</p>	<p>二五・〇〇〃 一三八・六〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>八六〇・〇〇</p>		延長 (メートル)
<p>街路整備事業による。 平成十年五月二十六 日付け埼玉県告示第 七百二十一号、平成 二十五年三月二十二 日付け川越県土整備 事務所長告示第十一 号及び平成三十年十 一月六日付け川越県 土整備事務所長告示 第十八号の道路予定 区域の一部変更であ る。</p>		備 考